

令和 2年 7月 20日

8月4日改定

関係各位

特定非営利活動法人 保安力向上センター
会長 伊藤 東

コロナ禍に対する保安力向上センターの対応について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より特定非営利活動法人 保安力向上センターの活動に協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

4月7日、政府による特措法に基づく緊急事態宣言の発令が、5月25日に解除されました。その後、社会は少しずつ日常を取り戻しつつありましたが、最近の東京都内はじめ、国内感染者増を受けて、7月15日に東京都が、新型コロナウイルスの警戒レベルを最も深刻なレベル4に引き上げるようになりました。そこで、弊センターといたしまして、下記の対応を取りますので宜しくごお願い申し上げます。

敬具

記

1. 保安力評価に関わる以下の事業所訪問を原則として、7月21日から8月末まで一時中断します。
なお、現在進行中の事業所については、該当事業所の意向も考慮し、個別対応します。
9月以降の対応は、その時点での感染状況等を考慮して判断します。
 - ・自己評価研修
 - ・現地調査
 - ・保安力評価報告会
2. センターの事務局業務に関しては、以下の対応とします。
 - ・引き続き、事務所は最小人数、時短運営致します。
 - ・業務は出来るだけテレワークを継続します。
 - ・センターのイベント等については今後の状況を見て判断いたします。
 - ・事務所の電話が繋がりにくい時はお手数をおかけしますがメール等もご利用ください。
 - ・緊急を要するご連絡は、事務局長（下山）090-6040-9782 までお願い致します。

以上